

## 平成30年度 第2回市民参加及び協働推進委員会会議録

- 日 時 平成30年6月27日（水） 午後7時～午後8時51分
- 場 所 市役所2階 市長公室
- 出席者 委 員：朝賀委員、阿由葉委員、桑原委員、長ヶ原委員、富田委員  
根岸委員、吉岡委員、渡邊委員  
事務局：古寺協働推進課長、石川協働推進課副課長、  
赤田協働推進課主査
- 欠席者 委 員：有賀委員、金子委員
- 傍聴者 なし

内 容	
古寺課長	<p><b>1 開 会</b> 開会あいさつ</p>
委員長	<p><b>2 委員長あいさつ</b> あいさつ</p>
事務局	<p><b>3 議 題</b> 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、阿由葉委員長が議長となり、議事を進行した。</p> <p><b>(1) 平成29年度審議会等の開催状況・パブリックコメント実施状況調査報告</b></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 平成29年度審議会等の開催状況等に関する調査結果</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span> 平成29年度パブリックコメント実施状況調査結果</p> <p>資料に基づき説明。審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルに基づき、各所管課で適切に運用されている。</p> <p>&lt;審議会等の開催状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議を開催した審議会等の件数・開催数（45件・321回）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開会議の事前公表割合・会議録公開割合（100%・98.98%）</li> <li>・会議日程の公表方法・平均公表日 （ホームページ・16日前，市政情報コーナー・13日前， 担当課窓口・15日前，市掲示板・18日前）</li> <li>・傍聴者のあった審議会等の件数（11件）</li> <li>・市民参加や情報提供に関して行った取組み（6件）</li> </ul> <p>&lt;パブリックコメント実施状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施案件数（7件）</li> <li>・提出意見数（合計247件）</li> <li>・素案修正件数（合計45件）</li> </ul> <p>&lt;質疑・意見&gt;</p>
委員	資料1について、パブリックコメントの案件にある「第2次富士見市教育振興基本計画改定（案）」を検討する会議は審議会であるのか。また、傍聴者はなかったのか。
事務局	富士見市教育振興基本計画審議会が開催されており、傍聴者はなかった。
委員	平成29年度開催で、会議を公開している審議会等において、傍聴者がなかった件数は、21件ということか。
事務局	そのとおりである。
委員	資料から、審議会等における傍聴者が少ないことや、パブリックコメントへの意見者数が少ないことを読み取れるが、調査のまとめでは、適正に運用されているとある。その理由を教えてください。
事務局	各所属において、公募委員の募集や、計画案の策定段階での実態調査やアンケート調査を経てパブリックコメントによる意見募集をするなど、審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアル等に基づき、運用がされていると認識している理由からである。
委員	パブリックコメント実施について、市民に広く知られておらず、現状の広報では不足していると思われる。まとめには、マニュアル等に基づき運用しているが、広報については他の方法を検討する必要性を指摘したらよいと思う。
事務局	パブリックコメント等の運用においては、市内でもいくつか課題を指摘されている。自治基本条例の見直し作業後に、本日のご意見を踏まえ議論していきたい。

	<p><b>(2) 協働事業提案制度平成29年度実施協働事業の評価について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティコンサート&amp;産後ケア講座（仮） 資料3 協働事業評価シート</li> <li>・手話を知るための講演会 資料4 協働事業評価シート</li> <li>・スポーツ交流を通して、障がいについて知ろう 資料5 協働事業評価シート</li> <li>・あいサポート3周年イベント～知ろう！学ぼう！当事者から～ 資料6 協働事業評価シート</li> </ul>
事務局	<p>資料に基づき説明。各事業の「協働事業評価シート」を協働事業の評価とし、市長へ報告し市ホームページにて公表してよいか承認を求めた。</p> <p>⇒ 資料3・4は事務局案で承認、資料5は名称修正をし、承認を得た。 資料6は委員の意見を踏まえ、事務局に修正を一任することで、承認を得た。</p>
委員	<p>&lt;質疑・意見&gt;</p> <p>資料5（事業名：スポーツ交流を通して、障がいについて知ろう）の総評の中で、「体育協会」は「スポーツ協会」へ名称変更されている。</p>
事務局	<p>修正させていただく。</p>
委員	<p>事業の参加人数が全てではないが、協働事業の評価ポイントの一つとして考えなければならないと思う。</p> <p>これまでの事業評価で3段階のうち、1番上の評価でなかったものはあるのか。</p>
事務局	<p>昨年度初めて2事業について事業評価を行ったが、いずれも1番上の評価であった。</p>
委員	<p>1番下の評価にした委員はいたのか。</p>
事務局	<p>いなかった。</p>
委員	<p>資料6（事業名：あいサポート3周年イベント～知ろう！学ぼう！当事者から～）の総評の中で、事業の企画内容についての文章表現が、偏った視点がある</p>

事務局	<p>ように感じた。各委員会からの評価として公表するからには、より適切な表現に変更すべきではないか。</p> <p>より柔らかい表現に修正し、公表させていただく。</p> <p><b>(3) 富士見市自治基本条例の見直しについて</b></p> <p><b>資料7</b> 富士見市自治基本条例の見直し検討作業表</p>
事務局	<p>事務局より、資料の説明をし、条例及び解説の修正の必要性について協議を求めた。見直し検討作業は、条項ごとに条文・解説・主な取組み状況を読み上げ、第1章～第4章まで進めた。</p>
委員	<p>&lt;委員からの意見・質問&gt;</p> <p>●前文</p> <p>【条文関連】</p> <p>・「私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。」とあるが、求められという表現ではなく、自らが意思をもって行う必要があるため、不適切ではないか。</p>
委員	<p>●第1条（目的）</p> <p>・意見なし</p>
委員	<p>●第2条（定義）</p> <p>【条文関連】</p> <p>・市民の定義に、協働事業提案制度における提案者の要件の拡大に向けて、受益者が市民の場合を加えたらどうか。</p> <p>また、3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住・在勤・在学等は書かれていないが、他で規定されているのか。</p> <p>⇒条例は理念条例のため、条文では基本を規定されている。市民の定義の拡大は、他の条例等への影響もあり難しい。また、団体の人数や、受益者を要件に含めるかは、個々の制度の運用において、別で議論していく必要があると思われる。</p>
事務局	<p>【解説関連】</p> <p>・（1）市民の定義にある用語説明で、②に「事業者」とあるが、この表現は条文にない。条文の「法人その他の団体」の説明と思われるため、用語を修正し、現状の①団体、②事業者の説明を統合したらどうか。</p> <p>⇒事務局で内容を見直し、次回修正案を提示する。</p>

委員	<p>●第3条（情報の共有の原則）</p> <p>【解説関連】</p> <p>・解説にある「市民団体」という表現だが、第2条に規定されている市民の定義にある「市民」とした方がより広く表現ができるのではないか。</p>
事務局	<p>【運用のポイント関連】</p> <p>・内容から第9条（市の責務）第2項の運用のポイントとした方が適切ではないか。</p> <p>⇒委員より、変更について賛成を得た。</p>
	<p>●第4条（市民参加の原則）</p> <p>・意見なし</p>
委員	<p>●第5条（協働の原則）</p> <p>【解説関連】</p> <p>・主な取組みとして、協働事業提案制度を記載したらよいという意見があった。</p>
委員	<p>●第6条（市民の権利）</p> <p>【条文関連】</p> <p>・第1項の用語の順序は、「市政に関する情報を知る権利及び市政に参加する権利」が適切ではないか。</p>
事務局	<p>【解説関連】</p> <p>・第1項にある、「子どもや女性、障がい者、外国人など個々の権利については、それらすべてのことについて、ここでは細かく規定できませんので、それらを包括する形で市民の権利として定めています。」は人権的視点であり、条文で規定した市政に参加する権利や市政に関する情報を知る権利の説明としては不適切ではないか。</p> <p>⇒委員より、削除の方向で賛成を得た。</p>
事務局	<p>・市民の権利に関連する主な取組みの事例についても、同様に不要ではないか。</p> <p>⇒取組みとして、審議会等やパブリックコメントについての記載へ変更したらよいのではないか。</p>
事務局	<p>・第9条（市の責務）の運用のポイント④は、その内容から第6条の解説に加えたらどうか。</p>
委員	<p>●第7条（市民の責務）</p> <p>【解説関連】</p> <p>・「まちづくり活動」という表現があるが、「まちづくり」という表現でも通じ、</p>

	より分かりやすいのではないかと。
委員	・主な取組み状況を解説に加え、市民に分かりやすくしたらよい。
委員	<p>【運用のポイント関連】</p> <p>・①にある小・中学生の取組みの一例として、富士見市をきれいにする日の取組みや防災訓練への参加等を記載したら、分かりやすいのではないかと。</p>
事務局	・②は、第2条（定義）の解説（1）市民の定義に含めたらよいのではないかと。
事務局	<p>・③は、情報共有の原則についての内容であり、不要ではないかと。</p> <p>⇒条文・第2項の説明であるため、必要である。</p>
	<p>●第8条（市議会の責務）</p> <p>・意見なし</p>
	<p>●第9条（市の責務）</p> <p>【条文関連】</p>
委員	・市民参加機会を拡充することを明確にするため、第1項を市民参加の機会の拡充とし、第2項を市民の意見等の検討・市政への反映とし、第3項をまちづくりに関する情報及び学習の機会の提供という構成にしたらどうか。
委員	<p>【解説関連】</p> <p>・第1項にある市民参加機会を拡充することを強調させるため、広報手段を拡充する内容を加えた方がよいのではないかと。</p>
事務局	<p>【運用のポイント関連】</p> <p>・④を、第6条（市民の権利）の解説へ変更する。</p>
事務局	<p>・第3条（情報の共有の原則）の運用のポイントを記載する。</p>
	<p>●第10条（市長の責務）</p> <p>・意見なし</p>
	<p>●第11条（市職員の責務）</p> <p>【条文関連】</p>
委員	<p>・第2項にある「開発」という表現からは、マネジメントする立場の職員や、市長などをイメージする。それも含めての表現となっているのか。</p> <p>⇒自己啓発・自己開発という言葉もあることから、このままでもよいのではないかと。</p>

事務局	<p><b>【運用のポイント関連】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の理解を深める研修などがあるが、条例の目的から、より分かりやすい表現にしたかどうか。例えば、協働を推進するコーディネーターや市民活動のサポーターとしての役割に関する知識や技能の向上に努める等の表現への変更を考えている。</li> </ul> <p>⇒委員より、賛成を得た。</p>
委員	<p><b>4 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領の配布先について</li> </ul> <p>協働事業提案制度市民提案型協働事業募集要領の配布先は、大学は含まれているか。市内に在住する大学生への広報手段として、検討してほしい。</p>
事務局	<p>市内公共施設においても配布しているため、現在は行っていないが、今後の参考とさせていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議日程について</li> </ul> <p>&lt;第3回推進委員会&gt;  日時：平成30年7月30日（月）午後7時～  場所：市役所2階 市長公室</p> <p><b>5 閉 会</b></p>